

指定短期入所生活介護 利用料金表

1. サービス利用料金

○平成27年8月1日以降(2割負担)

(日額)

個室	サービス費 (10割)	利用者負担額 (2割)	滞在費	食費	利用者負担額
要介護1	6,426円	1,286円	1,150円	1,380円	3,816円
要介護2	7,170円	1,434円			3,964円
要介護3	7,925円	1,585円			4,115円
要介護4	8,669円	1,734円			4,264円
要介護5	9,390円	1,878円			4,408円

特別養護老人ホーム羽田におきましては、個室のご利用でも旧基準を経過措置で満たしており、利用料は多床室と同じになります。

多床室	サービス費 (10割)	利用者負担額 (2割)	滞在費	食費	利用者負担額
要介護1	6,648円	1,330円	840円	1,380円	3,550円
要介護2	7,392円	1,479円			3,699円
要介護3	8,147円	1,630円			3,850円
要介護4	8,891円	1,779円			3,999円
要介護5	9,612円	1,923円			4,143円

【その他加算】

加算名	サービス費 (10割)	利用者負担額 (2割)	該当加算○印
機能訓練指導	133円	27円	
個別機能訓練加算	621円	125円	
看護体制加算			
(Ⅰ)	44円	9円	
(Ⅱ)	88円	18円	
医療連携強化加算	643円	129円	
夜勤職員配置加算			
(Ⅰ)	144円	29円	
(Ⅱ)	199円	40円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,220円	444円	
若年性認知症利用者受入加算	1,332円	267円	
送迎加算(片道)	2,042円	409円	
緊急短期入所受入加算	999円	200円	
療養食加算	255円	51円	
在宅中重度者受入加算			
看護体制加算(Ⅰ)のみを算定している場合	4,673円	935円	
看護体制加算(Ⅱ)のみを算定している場合	4,628円	926円	
看護体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)いずれも算定している場合	4,584円	917円	
看護体制加算を算定していない場合	4,717円	944円	

サービス提供体制強化加算			
(I) イ	199円	40円	
(I) ロ	133円	27円	
(II)	66円	14円	
(III)	66円	14円	

介護職員処遇改善加算	
(I)	[介護報酬総単位数] × 5.9%
(II)	[介護報酬総単位数] × 3.3%
(III)	([介護報酬総単位数] × 3.3%) × 90%
(IV)	([介護報酬総単位数] × 3.3%) × 80%

当該加算は、すべてのご契約者に加算され、区分支給限度基準額の算定対象外

2. キャンセル料について

ご利用をキャンセルされる場合や食事が不要となる場合は、すみやかにご連絡をお願いします。

利用前日17時までにご連絡がなかった場合は、次表のとおり食費相当額(初日分)がキャンセル料としてかかります。

連絡日時 負担限度額認定区分	利用前日17時まで	利用前日17時～、 ご連絡がなかった場合
第1段階	0円	300円
第2段階		390円
第3段階		650円
第4段階		1,380円

※滞在費と食費について負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額とします。

※朝食:290円、昼食:630円、夕食:460円

3. 介護保険給付対象外サービスの費用

日常生活上必要とされる諸費用	実費
クラブ活動費	実費
理美容費	1回 1,300 円
複写物の交付	1枚 10 円
行政手続きの代行	実費

4. 滞在費、食費の負担額(日額)

世帯全員が市町村民税非課税の方や、生活保護を受けている方の場合は、施設利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。

段 階 区 分		滞 在 費		食 費		
所 得 区 分		利 用 料 負 担 段 階	個 室		多 床 室	
市 町 村 民 税	世 帯 課 税 者	第4段階	1,150円	840円	1,380円	
	世 帯 非 課 税 者	合計所得金額と課税年金収入 額の合計が80万円超	第3段階	820円	370円	650円
		合計所得金額と課税年金収入 額の合計が80万円以下	第2段階	420円	370円	390円
		老齢福祉年金受給者	第1段階	320円	0円	300円